

地域による避難所開設・運営の手引き 【平常時編】

# はじめての避難所運営委員会 ～平常時の活動～



平成30年7月

千葉県総務局防災対策課

## はじめに

千葉市では、災害発生時に住民が一時的に避難する必要がある場合、学校などに避難所を開設します。

突如として発生する災害に対し、避難所を開設し、先ずは発災直後から3日間・72時間の混乱期においては、住民自らが、生き残るための最低限のことを、自分たちで最優先に行っていく必要があります。

そのために、事前に地域の町内自治会・自主防災組織、施設管理者、市担当職員などが一体となった「避難所運営委員会」を設立して、地域住民が主体的に避難所の開設・運営を行う体制を整えておく必要があります。

このマニュアルは、避難所運営委員会が災害発生時に避難所運営を円滑に行うことができるように、主に平常時に行う活動をまとめたものです。

平常時の活動の参考にさせていただき、それぞれの避難所運営委員会で体制作りに活用していただきたいと思います。



# 協力

## 目 次

|   |                         |    |
|---|-------------------------|----|
| 1 | 避難所と避難所運営委員会            | 1  |
| 2 | 設立後の活動                  | 5  |
|   | STEP 1 避難所の使用範囲と使用方法の決定 | 7  |
|   | STEP 2 避難所生活のルール決定      | 11 |
|   | STEP 3 避難所開設・運営マニュアルの作成 | 13 |
|   | STEP 4 避難所開設・運営の訓練      | 14 |
| 3 | 活動の年間スケジュール（例）          | 15 |
| 4 | 避難所運営委員会活動支援補助金         | 16 |
| 5 | 避難所運営の基本方針              | 19 |

# 1 避難所と避難所運営委員会

千葉市では、小中学校、高校、公民館、コミュニティセンターなど公共施設を中心に、避難所を指定しています。

また、各避難所で自主的な避難所運営ができるように、避難所運営委員会の設立を進めています。

## 避難所

### (1) 避難所とは

被災者の住宅に危険が予想される場合や住宅が損壊した場合など、生活の場が失われた場合に、一時的な生活の本拠地として宿泊滞在するための施設です。

### (2) 役割

- 住宅に被害を受けた方達へ、一時的に宿泊場所を提供します。
- 公共交通機関の遮断等により、自宅に帰宅することが困難となった方達へ、一時的に待機する場所を提供します。（市では帰宅困難者による混乱を抑制するために、避難所とは別に一時滞在施設の指定も行っています。）
- 在宅避難など、避難所以外に避難をしている方達へ、必要な情報や食料、飲料水などの物資を提供します。（物資は自宅から取りに来てもらいます。）

### (3) 開設条件

- 千葉市内で震度6弱以上の地震が発生した場合は、全ての避難所で開設準備を行います。  
⇒ 避難所運営委員会は、自動的に避難所に集まってください。
- その他災害発生のおそれがある場合は、市長が避難所の開設が必要と判断した場合に開設となります。  
⇒ 避難所運営委員会の参集が必要なときは、区災害対策本部から連絡します。

### (4) 備蓄品

#### ア 基本的な考え方

千葉市が各避難所に備蓄している物資は、想定される避難者に対し、災害発生から3日間に必要となる食料等です。

※ 千葉市では、災害に備えて、各家庭で最低3日以上、できれば一週間分の食料と飲料水、生活必需品（衣類、常備薬など）を備蓄するよう呼びかけますので、各避難所の備蓄は、その不足分を補うための最低限の数量となっています。

## イ 備蓄品の用途

避難所には、「初動対応用備蓄品」、「福祉避難室用備蓄品」、「分散備蓄倉庫用備蓄品（避難所が分散備蓄倉庫に指定されている場合）」が配備されています。

### ① 初動対応用備蓄品

災害発生から3日間に必要となる最低限の食料、飲料水、生活必需品であり、備蓄されている避難所単位で使用するもの。

### ② 福祉避難室用備蓄品

他の避難者と同居して避難生活を送ることが困難な要配慮者（重度の身体障害者等）がいる場合に開設する福祉避難室で使用するもの。

### ③ 分散備蓄倉庫用備蓄品（避難所が分散備蓄倉庫に指定されている場合）

生活必需品、救助用資機材などであり、備蓄されている避難所も含め周辺地域で使用するもの。

※ 近隣の分散備蓄倉庫については、次ページ「分散備蓄倉庫一覧」でご確認ください。

## ウ 各避難所ごとの備蓄状況

年に1回程度、各避難所施設管理者及び避難所運営委員会に備蓄品の一覧を送付しています。

また、市全体の備蓄状況は防災対策課ホームページで公表しています。

(<http://www.city.chiba.jp/somu/bosai/bitikuseibijyoukyou.html>)

## ポイントアドバイス

平常時に、備蓄品の保管場所や、避難所施設内の各設備（蛇口付き受水槽、非常用井戸など）の設置場所は必ず確認しておきましょう。

特に蛇口付き受水槽や非常用井戸については、使用方法も確認して、避難所開設時に速やかに使用できるようにしましょう。

## 分散備蓄倉庫一覧

| 区   | 施設名          | 区  | 施設名        |
|-----|--------------|----|------------|
| 中央  | 院内小学校        | 若葉 | 泉市民センター    |
|     | 生浜西小学校       |    | 大宮小学校      |
|     | 川戸小学校        |    | 桜木小学校      |
|     | 寒川小学校        |    | 更科小学校      |
|     | 新宿小学校        |    | 白井小学校      |
|     | 末広中学校        |    | 千城台北小学校    |
|     | 蘇我コミュニティセンター |    | 千城台南小学校    |
|     | 蘇我小学校        |    | みつわ台南小学校   |
|     | 千葉市役所        |    | 若葉消防署殿台出張所 |
|     | 星久喜小学校       |    | 若松小学校      |
|     | 本町小学校        |    | 有吉小学校      |
|     | 松ヶ丘小学校       |    | 泉谷小学校      |
|     | 都小学校         |    | 大椎小学校      |
| 花見川 | 朝日ヶ丘小学校      | 緑  | 越智小学校      |
|     | 上の台小学校       |    | おゆみ野南小学校   |
|     | 旧花見川第二小学校    |    | 土気小学校      |
|     | 検見川小学校       |    | 土気南小学校     |
|     | 犢橋小学校        |    | 誉田小学校      |
|     | さつきが丘東小学校    |    | 磯辺小学校      |
|     | 長作小学校        |    | 稲浜小学校      |
|     | 花見川第三小学校     |    | 打瀬小学校      |
|     | 幕張小学校        |    | 旧高浜第二小学校   |
|     | 横戸小学校        |    | 高等特別支援学校   |
| 稲毛  | 稲丘小学校        | 美浜 | 幸町小学校      |
|     | 草野小学校        |    | 幸町第三小学校    |
|     | 山王小学校        |    | 高洲第三小学校    |
|     | 園生小学校        |    | 高浜第一小学校    |
|     | 千草台小学校       |    | 幕張西小学校     |
|     | 都賀小学校        |    | 真砂第五小学校    |
|     | 長沼町公園        |    | 真砂東小学校     |
|     | 緑町小学校        |    |            |
|     | 宮野木小学校       |    |            |
|     | 弥生小学校        |    |            |

※ 施設名の五十音順です。

## 避難所運営委員会

### (1) 避難所運営委員会とは

災害時に円滑に避難所の開設・運営を行うために、地域の町内自治会、自主防災組織、避難所となる施設の管理者、市担当職員などが一体となって設立する組織です。

平常時には避難所の開設・運営の準備を行うとともに、災害時には避難者の方と協力して避難所の開設・運営を行います。

### (2) 避難所運営委員会を構成する者

- ・ 地域住民（町内自治会、自主防災組織の役員など）
- ・ 施設管理者（学校長、施設長など）
- ・ 市担当職員

※ 災害時は、「避難者代表」も委員会の一員として避難所の開設・運営を行う。



過去の災害では、女性の意見が避難所運営に反映されなかったケースが確認されていますが、女性や子どもには特有のニーズがあります。（生理用品や更衣室、授乳室など）女性自身の視点から避難所運営を行えるように、委員の3割以上は女性にしましょう。

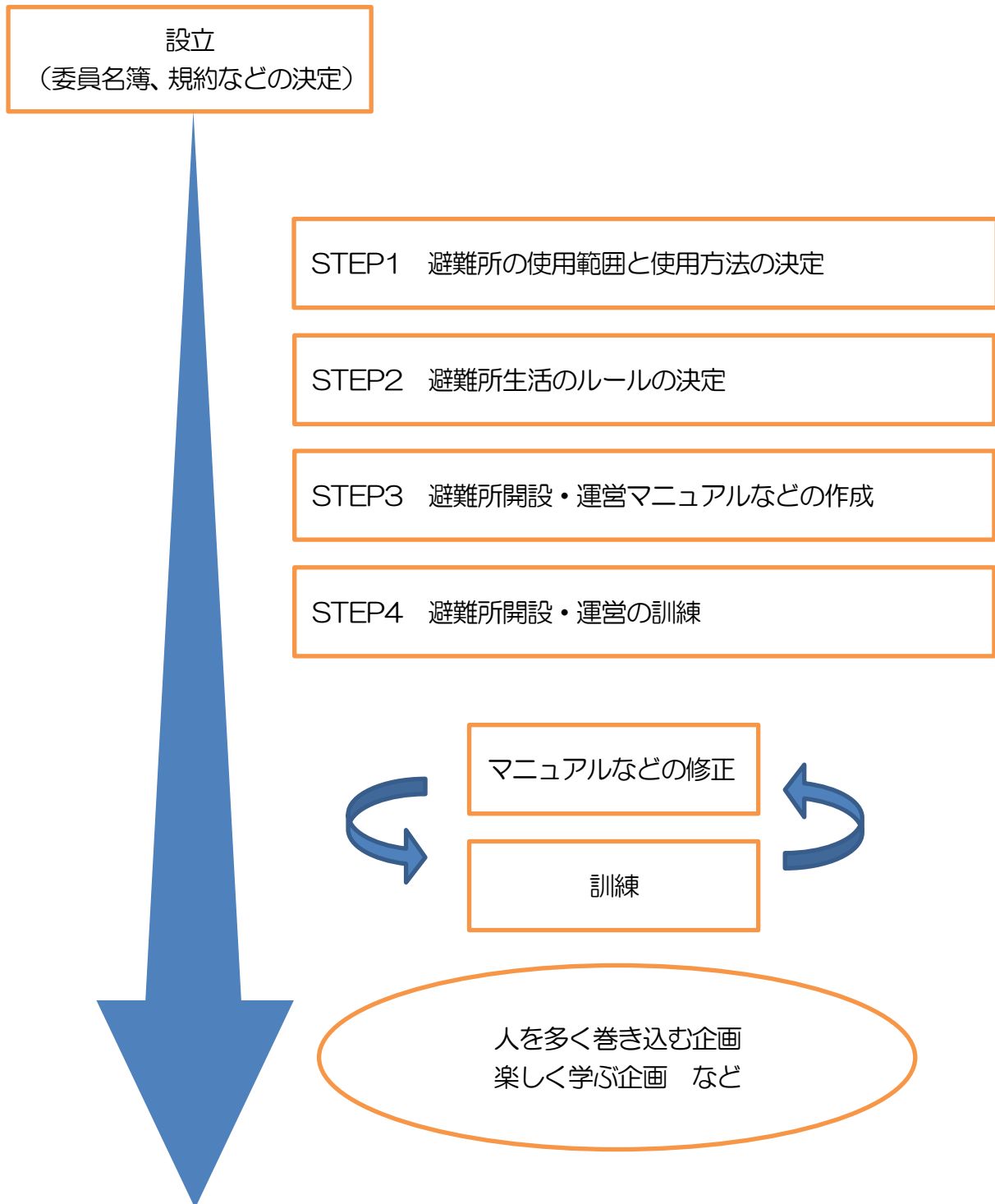
### (3) 役員・活動班と主な業務（例）

|       |   |
|-------|---|
| 委員長   | 業務全般の統括、避難所運営会議の開催  |
| 副委員長  | 委員長の補佐・代理   |
| 総務班   | 運営事務局、各班の調整、避難者の入退所管理、各種情報の収集・伝達、避難所内の防火・防犯対策、ボランティア対応      |
| 施設班   | 避難所の使用スペースの決定、施設の維持管理、トイレの確保・管理、生活水の確保・管理、ペット対応、ごみ処理        |
| 救護班   | 負傷者の応急手当・看護、避難者の健康管理、避難所の衛生管理・防疫、要配慮者（高齢者、障害者など）への支援        |
| 食料班   | 食料・飲料水の管理・調達・配給、炊き出し、食中毒の防止                                 |
| 物資班   | 物資の管理・調達・配給   |
| 施設管理者 | 施設の維持管理・修理、施設業務の早期再開  |
| 市担当職員 | 各班の活動支援、区災害対策本部との連絡調整、要配慮者支援窓口の設置、福祉避難室の開設・運営、取材対応、避難所日誌の記入 |

## 2 設立後の活動

災害時に避難所を円滑に開設、運営するために、平常時から準備していくことが重要です。

それぞれの避難所運営委員会のやりやすい順番で整理していただいて差し支えありませんが、下記のような流れで進めていくと整理しやすいでしょう。





## STEP 1 避難所の使用範囲と使用方法の決定

避難所運営委員会を設立したら、まず「避難所の使用範囲と使用方法」と「避難所内の居住スペースの割り振り」を決めます。

災害発生後には、避難所施設の設備などに詳しい方（管理者や職員）と十分に話し合い調整することは困難です。もしかしたらしばらく施設の職員等と連絡がとれないかもしれません。

平常時から避難所の施設管理者と十分に話し合い、避難者の居住スペースや避難所の運営に必要な部屋・場所を決定しましょう。

### (1) 避難所の使用範囲と使用方法の決定

避難所施設の中で、避難所として使用する場所と使用方法等を決めます。



#### <避難所施設が学校の場合>

- 原則、体育館を居住スペースとします。
- 教育活動の再開を考え、特に教室の使用については、あらかじめ施設管理者と協議しておきましょう。
- 避難者の居住スペースとは別の場所に、生徒の一時滞在場所を決めます。

#### <ペット飼育場所>

- 動物アレルギーの方などに配慮して、居住スペースとは別の場所にします。

#### <ごみ集積場>

- 悪臭が居住スペースに届かない場所にします。できれば、ごみ収集車が利用しやすい場所の方がいいでしょう。

#### <更衣室・トイレ・物干し場など>

- 原則男女別で設置しますが、トイレはトランスジェンダー（下記<LGBTとは>参照）にも配慮し、なるべく男女共用トイレも設置しましょう。
- ※ 集団生活を送る避難所では、個人のプライバシーへの配慮がとても重要です。常に男性、女性又はLGBTの視点で避難者のプライバシーを確保できるように配慮してください。
- ※ 乳幼児連れの世帯に配慮し、授乳場所も必ず設置します。（備蓄品の「間仕切り」等をうまく活用してください。）

#### <LGBTとは>

LGBTとは、レズビアン・ゲイ・バイセクシュアル・トランスジェンダーの頭文字をとった言葉で性的少数者の総称の一つです。

|                          |                          |
|--------------------------|--------------------------|
| L esbian (レズビアン)         | 同性を好きになる女性               |
| G ay (ゲイ)                | 同性を好きになる男性               |
| B isexual (バイセクシュアル)     | 同性も異性も好きになる人             |
| T ransgender (トランスジェンダー) | 性同一性障害などこころと身体の性が一致しない人等 |

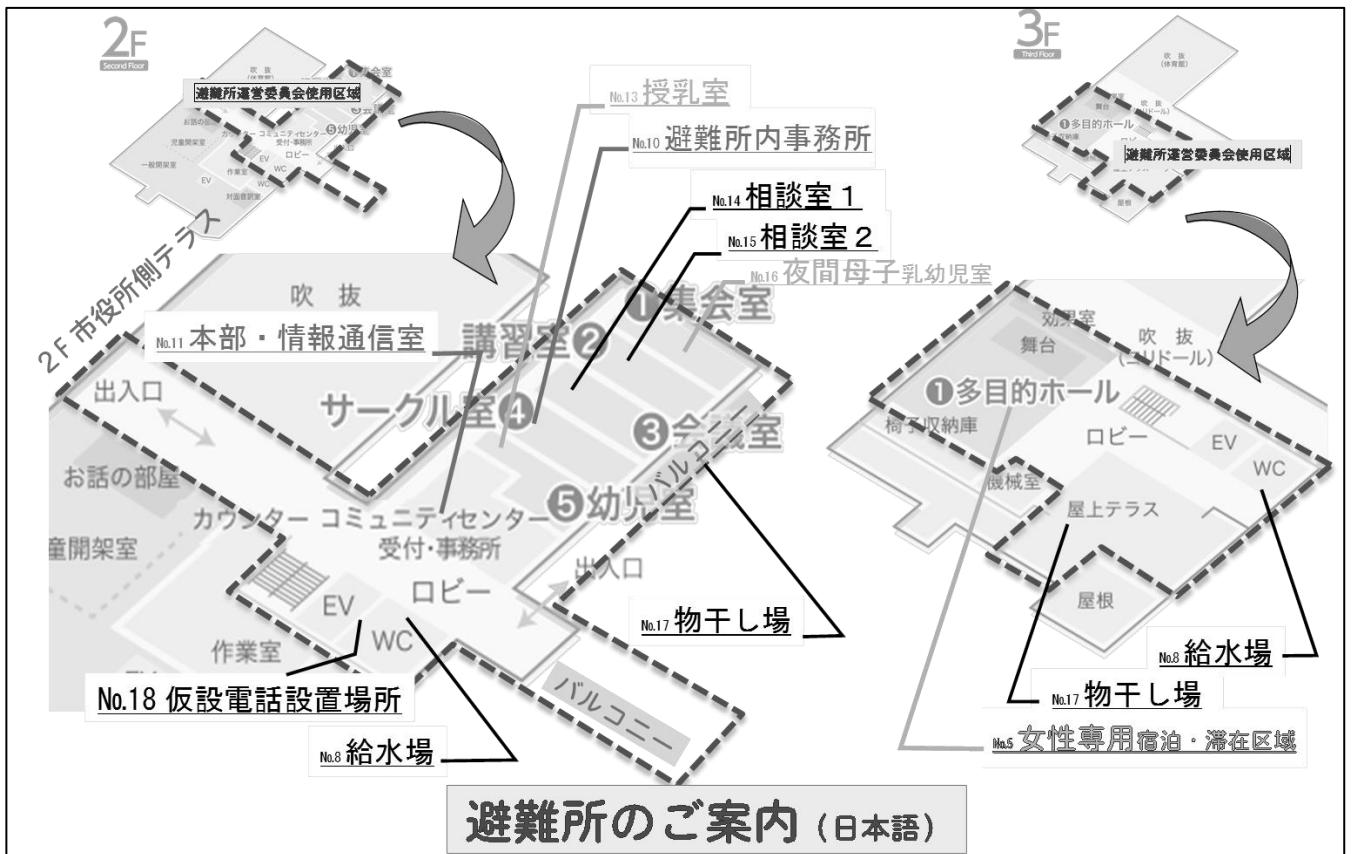
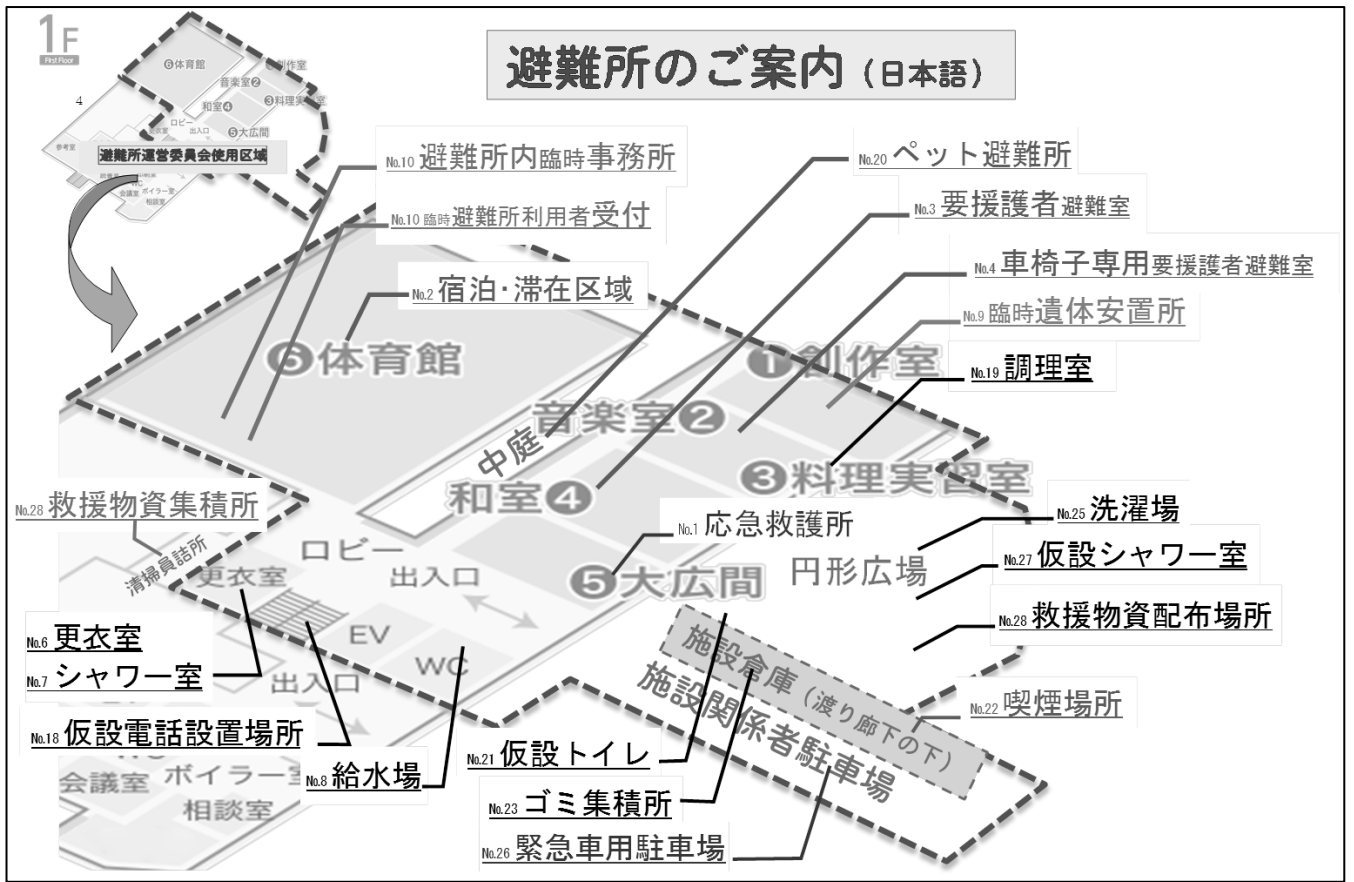
### 3) カマコミの立ち入り禁止区域

|   | 指 定 場 所            | 備 考          |
|---|--------------------|--------------|
| 1 | 1階 青少年サポートセンター 南分室 | 立ち入り禁止の表示をする |
| 2 | 1,2階 千葉市緑図書館       |              |

### 4) 避難所として使用できるスペース（一覧表）※災害の規模、避難生活の期間等で変更。

|    | 区 分           | 指 定 場 所          | 備 考                  |
|----|---------------|------------------|----------------------|
|    | 使 用 目 的       | コミセン施設図（次頁）参照    |                      |
| 1  | 応急救護所         | 1階 ⑤大広間          | 畳あり                  |
| 2  | 宿泊・滞在区域       | 1階 ⑥体育館          | 使用区分け図（〇頁）参照         |
| 3  | 要援護者避難室       | 1階 ④和室           | 車いすの方は1階の音楽室         |
| 4  | 要援護者避難室（車いす）  | 1階 ②音楽室          |                      |
| 5  | 宿泊・滞在区域（女性専用） | 3階 ①多目的室         |                      |
| 6  | 更衣室           | 1階 更衣室           |                      |
| 7  | 風呂            | 1階 更衣室           | シャワーで風呂の代用           |
| 8  | 給水場           | 全階 給湯室           | 飲料水                  |
| 9  | 臨時遺体安置所       | 1階 ①創作室          |                      |
| 10 | 避難所内事務所       | 2階 ④サークル室        |                      |
| 11 | 本部・情報通信室      | 2階 事務所           | 避難所運営本部詰め所？          |
| 12 | 情報掲示場所        | 全階 館内掲示板         |                      |
| 13 | 授乳室           | 2階 ⑤幼児室          |                      |
| 14 | 相談室1          | 2階 ③会議室          | 間仕切りをとれば、一室としての利用が可能 |
| 15 | 相談室2          | 2階 ②講習室          |                      |
| 16 | 乳幼児室（夜間母子のみ）  | 2階 ①集会室          |                      |
| 17 | 物干し場          | 2階 ベランダ、3階 屋上テラス |                      |
| 18 | 仮設電話設置所       | 1,2階 ロビー         |                      |
| 19 | 調理室           | 1階 ③料理実習室        |                      |
| 20 | ペット避難所        | 1階 中庭            | 体育館と一般棟のあいだ          |
| 21 | 仮設トイレ設置場所     | 外 円形広場？          | 適宜                   |
| 22 | 喫煙場所          | 外 関係者駐車場敷地内      | 現喫煙場所                |
| 23 | ゴミ集積場所        | 外 カマコミ施設倉庫       |                      |
| 24 | 救援物資配布場所      | 外 円形広場？          | 適宜                   |
| 25 | 洗濯場           | 外 円形広場？          | 適宜                   |
| 26 | 緊急車用駐車場       | 外 関係者駐車場         |                      |
| 27 | 仮設？シャワー室      | 外 円形広場？          | 適宜                   |
| 28 | 救援物資集積場所      | 1階 清掃員詰所         | 現防災備蓄品の備蓄場所          |

### 5) 避難所として使用できるスペース（施設図）



## (2) 避難所内の居住スペース等の割り振り

避難所内の避難者の居住スペース、受付や情報を掲示する場所などを決めます。

災害が発生してから避難者を受け入れる際に「場所取り」が始まってしまうと、その人達を再び再配置することは大変困難です。

予め避難所内のレイアウトを決めておいて、避難者を受け入れる際に適切に案内できるようにしましょう。

### ポイントアドバイス

- 自治会などの地域コミュニティを維持し情報共有などを円滑に図るため、原則居住地区ごとに区割り（居住組の作成）をします。
- 車椅子が通れるように、幅1 m以上の通路を確保します。
- 要配慮者のスペース（位置）を工夫します。
  - ※ 足腰が悪い人、目が見えない人など
    - 優先的に環境の良い場所（トイレに行きやすい、避難所運営者・受付から近いところなど）へ
  - ※ 他の避難者と同じ場所での生活が難しい人（重度の要介護者、障害者など）
    - 別室対応（福祉避難室）

## (3) 避難所の鍵の管理

避難所開設時に、速やかに施設の使用範囲を開錠できるように、施設管理者と鍵の共有方法について協議しておきましょう。

千葉市では、各避難所に暗証番号式のキーボックスを配備していますので、共有方法の一つとしてご活用ください。

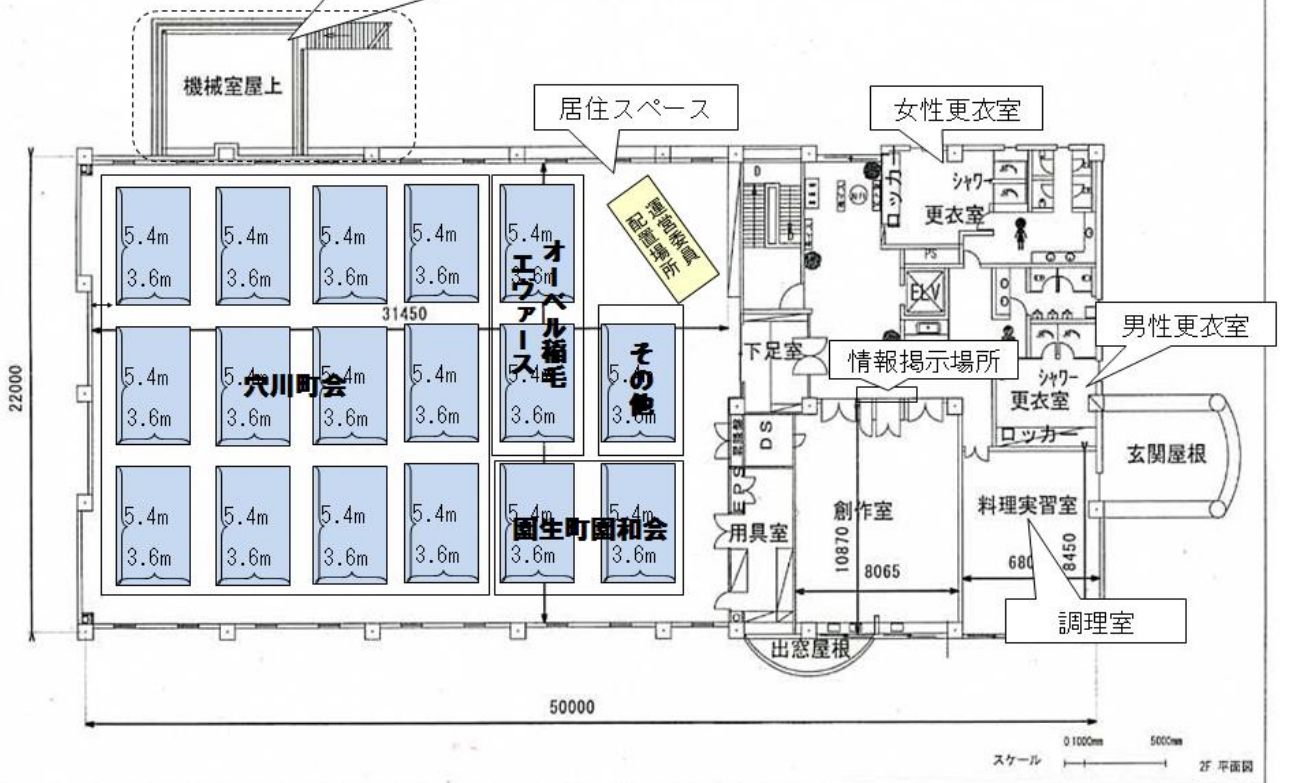
### 【キーボックス】



※ **居住スペースの区画割りは基準であり、避難者の状況等に応じ柔軟に変更する。**

**【2階】**

非常階段、機械室屋上、体育館非常口は必要に応じ使用可



## STEP 2 避難所生活のルール決定

避難所の使用範囲と使用方法を決定したら、次に「避難所生活のルール」を決めます。

避難所では、大勢の方が限定された空間での共同生活を強いられることになり、トラブルなどの発生も予想されるため、最低限守るべき避難所生活のルールを決めておくことが重要です。

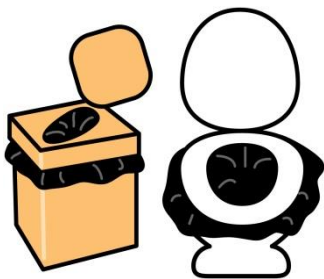
施設管理者と十分に話し合い、生活時間（食事・消灯など）、当番（トイレ清掃・ごみ処理など）、禁止事項などを決定しましょう。

### ポイントアドバイス

- まずは避難所生活全般のルールを決めましょう。
- 他にも、トイレ管理・ペット飼育・物資配給などの細かいルールも必要になります。13ページに記載されている、市が作成したマニュアルの「避難所開設・運営マニュアル（ルール集）」を参考に、必要なルール作りをしましょう。

### 避難所全体のルール

#### トイレ使用ルール



#### ペット飼育ルール



#### 物資配給ルール



#### 衛生環境保持ルール



#### 火気使用ルール



など

## 千葉県立磯辺高校 避難所生活ルール

避難所運営委員会

この避難所においては、避難者の皆さんが等しく厳しい状況の中で、集団の耐乏生活を余儀なくされていることを関係者すべてが理解し、相互に励ましあい、協力しあうことにより、少しでも快適で安全な生活が送れるようにしましょう。

1. 主体的かつ公平に避難所を運営するため、避難所運営委員会（以下運営委員会という）の規約および本ルールを守り、勝手な行動や迷惑行為は厳に慎むと共に、避難所運営委員会の決定事項および指示に従い規律ある生活を行う。
2. 居住区毎に1名の居住区代表者を選出する。居住区代表者は、各居住者に対し運営委員会の決定事項の伝達および避難所運営業務に係る指示等を行う。
3. 高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者等には、避難所生活のストレスを軽減できるよう十分に配慮し協力する。
4. 決められた場所以外には、絶対立ち入らない。
5. 運営本部、各班長および居住区代表の指示に従い勝手な行動は慎む。
6. 健全者は全員、活動班の班員として各居住区代表者に指示に従い、避難所運営業務に従事する。
7. 入所・退所に当たっては、避難所運営本部に申し出る。
8. 家電製品の持込みは禁止する。ただし各自で乾電池等の確保ができる携帯ラジオ等を除く。
9. 携帯電話は、所定の場所のみで利用する。
10. 指定場所以外ではカセット式コンロを含め火気厳禁とする。
11. 食糧・物資等の配給は、工芸室前渡り廊下において居住区毎に行う。
12. 洗面所およびトイレについて
  - (1) 清掃・水の汲み置きは、当番制とする。
  - (2) 清掃等の時間は、午前10時、午後4時とする。
13. ゴミの処理について
  - (1) 千葉市のごみ分別基準に準じて指定された武道場裏場所に排出する。指定場所以外には絶対に出さない。
  - (2) 集積場所の清掃は当番制とする。
  - (3) 清掃等の時間は、午前10時、午後4時とする。
14. 伝言板への情報掲出は速やかに行い、その掲出期間は1週間とする。
15. 消灯時間は、午後10時とする。ただし体育館の外灯は点燈のまま消灯しない。
16. ペット類の飼育は、裏門脇（別紙1-2）に設置するテント内で行い、「ペットの避難に関するルール」（別紙17）を厳に遵守する。
17. 避難所内（校庭を含む）では全面的に禁酒および禁煙とする。

以上

## STEP 3 避難所開設・運営マニュアルの作成

STEP 1、2で作成した「避難所の使用範囲と使用方法」と「避難所生活のルール」を含めた、避難所開設・運営マニュアルを作成しましょう。

各避難所で一からマニュアルなどを作成する必要はありません。

もちろん各避難所の特性に合わせたマニュアルなどを作成することが理想ですが、まずは千葉市が作成した「避難所開設・運営マニュアル」を参考に、最低限の修正だけ行って作ってみましょう。

その後、マニュアルに沿って訓練を行ったり、話し合いをしていく過程で、各避難所ごとにオリジナルのものに変えていただきたいと思います。

### 【千葉市が作成した避難所開設・運営マニュアルとその掲載場所】

#### ○地域による避難所開設・運営の手引き【災害時編】

- 避難所開設・運営マニュアル（本編）
- 避難所開設・運営マニュアル（様式集）
- 避難所開設・運営マニュアル（ルール集）

<掲載場所>

<http://www.city.chiba.jp/somu/bosai/hinanjounei.html>

（URL をクリックしていただければ、掲載ページが開きます）





## STEP4 避難所開設・運営訓練

突然発生する大災害において、避難所開設・運営マニュアルに沿って避難所運営をしていくことは非常に困難です。

日頃から実災害を想定した訓練を繰り返し行うことで、さまざまな事態に対応できるようにしましょう。

また、地域のつながりの強化、防災意識の向上なども図れますので、ぜひ積極的に訓練を行ってください。

### <「実践型訓練」と「図上訓練」>

訓練には大きく分けて2種類の訓練があります。

◎実践型訓練・・・実災害を想定して実際に資機材を用いたり、体を動かして行う訓練（避難訓練、避難所を使用した避難所開設・運営訓練など）

◎図上訓練・・・実際に体を動かして行うものではなく、机の上で地図や図面を広げて書き込んだりしながら行う机上型の訓練（防災マップ作成、避難所運営ゲームなど）

### <訓練の実施について>

訓練の目的や方針を決めたくうえで、千葉市が作成した「避難所開設・運営訓練マニュアル」などを参考に、訓練を実施してください。

※ 避難所開設・運営訓練マニュアル

<http://www.city.chiba.jp/somu/bosai/hinanjounei.html>

(URL をクリックしていただければ、掲載ページが開きます)



### 3 活動の年間スケジュール（例）

避難所運営委員会の年間活動スケジュールの一例を参考に示します。  
各避難所運営委員会の都合などに合わせて、定期的に活動しましょう。

| 月              | 活動内容                                  | 関連する千葉市の動き              |
|----------------|---------------------------------------|-------------------------|
| 4月<br>～<br>5月  | 委員交代                                  | 避難所開設・運営を行う<br>市担当職員の交代 |
| 6月             |                                       |                         |
| 7月             | 交代後委員の顔合わせ<br>引継事項などの確認               |                         |
| 8月             | 避難所開設・運営訓練の準備                         |                         |
| 9月             | 避難所開設・運営訓練                            | 九都県市合同防災訓練              |
| 10月            | 避難所開設・運営訓練の振り返り                       |                         |
| 11月<br>～<br>1月 | 避難所開設・運営訓練の<br>フィードバック<br>(マニュアル改訂など) |                         |
| 3月             | 備蓄品の数量確認、動作確認                         | 備蓄品一覧表の送付               |



避難所運営委員会の活動を行ったら、なるべく記録（議事録、活動記録などの作成）をしておきましょう。

そうすることによって、委員交代があっても、議論した内容や決定事項がうやむやになってしまうことを防げます。

#### さらに一歩進めるなら

話し合いや訓練を繰り返してマニュアルが充実してきたら、老若男女問わず、地域の人を多く巻き込む企画、楽しく学ぶ企画をすると、活動が盛り上がり、避難所運営に関わる人を増やしていくきっかけになります。

（例）避難所お泊り訓練、防災キャンプなど

## 4 避難所運営委員会活動支援補助金

千葉市では、避難所運営委員会が行う活動に要する経費に対し、補助金を交付します。避難所運営の体制作りを進めるために、ぜひご活用ください。

補助金の申請手続き等については下記のとおりですが、詳細は各区地域振興課くらし安心室にご相談ください。

### (1) 補助額

- ・ 補助率 全額
- ・ 補助限度額 1年度につき、1避難所当たり27,000円

### (2) 補助対象となる経費

避難所運営委員会の行う活動（訓練、会議、研修会など）に要する経費

#### <対象となる経費の例>

- ・ 訓練で使用する資材（軍手、ガムテープ、模造紙など）の購入費
- ・ 会議資料のコピー代、郵送用の切手代
- ・ 研修会の講師謝礼金
- ・ 避難所運営用品（マニュアル整理用ファイル、運営用品整理用収納BOXなど）の購入費

### (3) 手続き

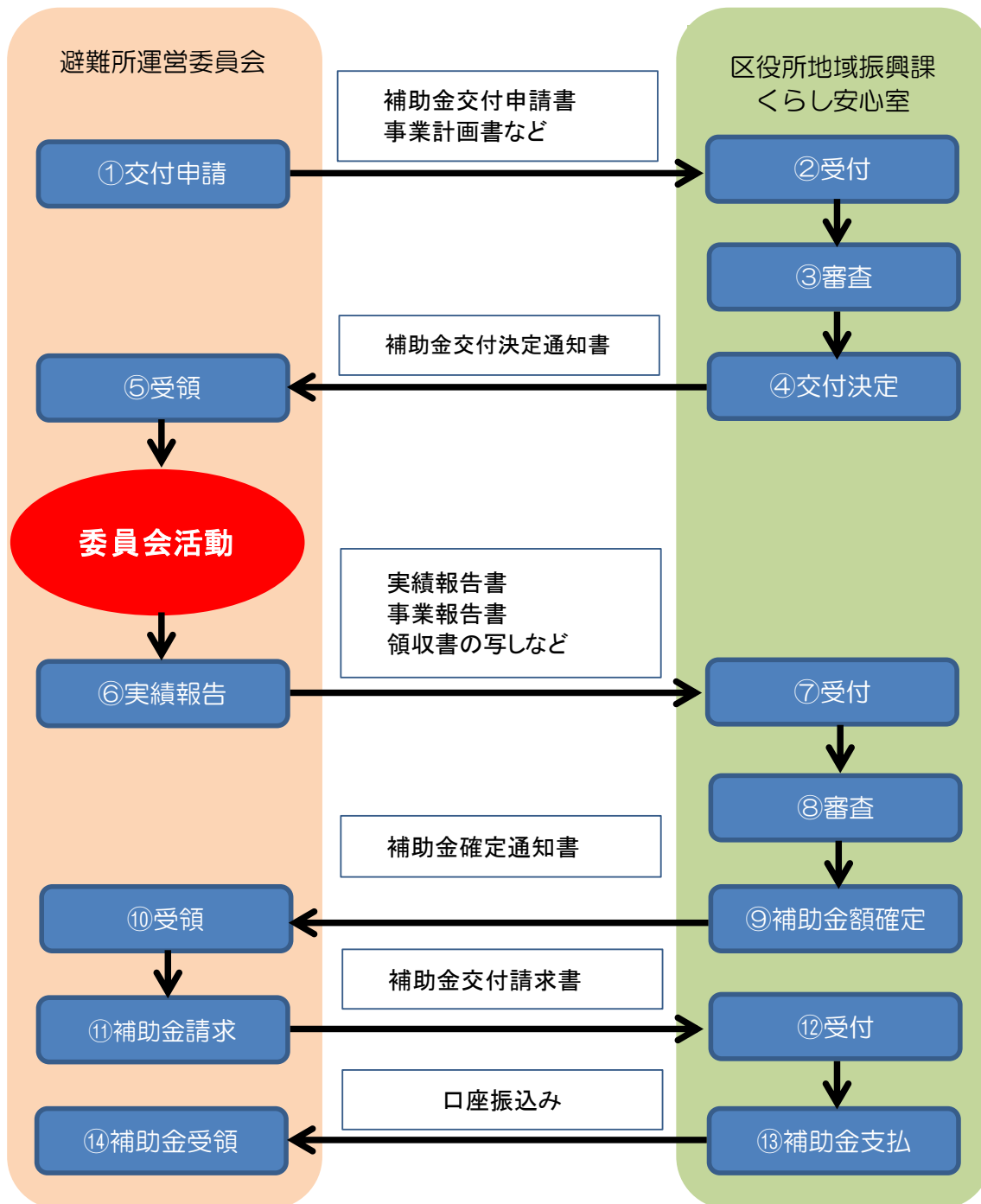
次ページ「避難所運営委員会活動支援補助金申請手続きの流れ」をご覧ください。

※ ただし、「避難所運営委員会活動支援補助金」を「地域運営交付金」に統合することを希望した場合は、地域で用途を決めることのできる補助金として、地域運営委員会に対して一括して交付することとなり、個々の避難所運営委員会からの申請手続きは不要となります。

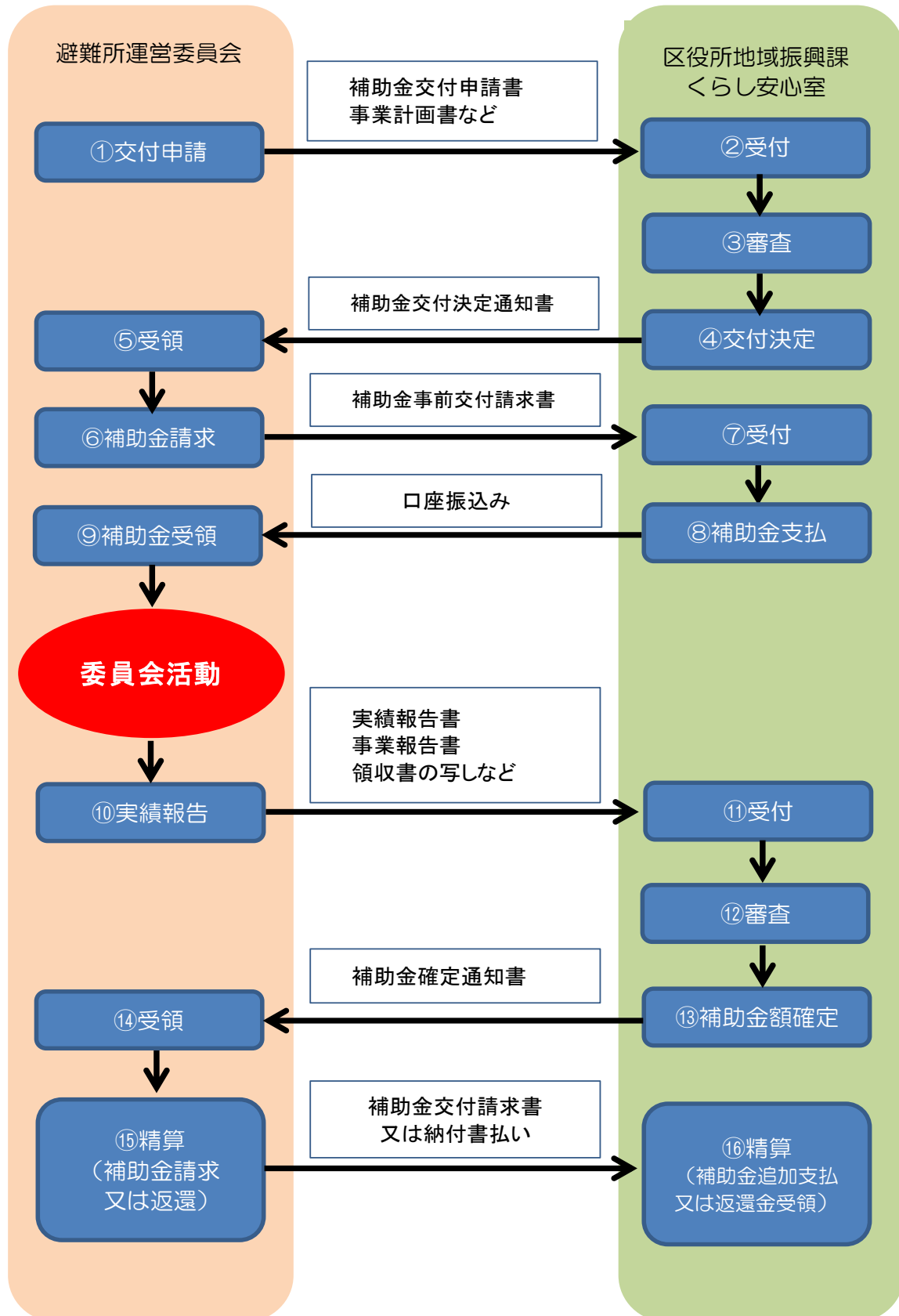
#### 【お問い合わせ先】

|                 |                  |
|-----------------|------------------|
| 中央区地域振興課くらし安心室  | TEL:043-221-2169 |
| 花見川区地域振興課くらし安心室 | TEL:043-275-6224 |
| 稲毛区地域振興課くらし安心室  | TEL:043-284-6107 |
| 若葉区地域振興課くらし安心室  | TEL:043-233-8124 |
| 緑区地域振興課くらし安心室   | TEL:043-292-8107 |
| 美浜区地域振興課くらし安心室  | TEL:043-270-3124 |
| 総務局防災対策課対策実施班   | TEL:043-245-5113 |

## <通常(活動後に補助金の交付を受ける場合)>



## <活動前に補助金の交付を受ける場合>



## 5 避難所運営の基本方針

平常時の活動ではありませんが、最後に避難所を運営する上での基本的な方針を示します。平常時からこの基本方針を念頭に置いて、体制作りを進めていきましょう。

※ 避難所開設・運営の詳細については、避難所開設・運営マニュアルをご確認ください。

### (1) 避難所運営の主役は避難者自身です

被災した人がやらなければならないことは、日常の暮らしに戻ることで、避難所への避難もそのための手段の一つです。もちろん避難所運営委員の方も例外ではありません。

避難所運営委員の方がいなくても避難者がスムーズに運営に加わり、避難所が助け合いの場として機能するように、日頃から取り組んでいただければと思います。

### (2) 様々な立場の方に配慮しましょう

避難所には、高齢者や障害者、妊産婦など、様々な方が避難してくる可能性があります。そういった方々が安心して避難生活を送れるように、配慮の行き届いた避難所作りを目指しましょう。

また、過去の災害では、避難所が男性中心に運営され、女性特有のニーズが避難所運営に反映されない傾向がありました。男女双方の視点を踏まえて避難所運営を行うためにも、委員の3割以上を女性にする等、なるべく女性にも積極的に避難所運営に参加してもらいましょう。

### (3) 避難所は地域の支援拠点です

避難所は、避難所で生活する方だけを支援するのではなく、地域の支援拠点として、在宅などで避難生活を送る方も支援の対象として、物資配給、情報提供などを行いきましょう。

